

# 第2回勉強会資料

平成16年11月28日

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会  
再生ビジョン部会

# 第1回(7/3)勉強会以降の主な動き

## 措置命令の期限延長

- ・時期・・・**5月28日岐阜市発令**
- ・内容・・・**廃棄物最上部の露出した部分について、飛散、火災等の支障が生じるおそれがあることから、分別して除去するよう命令**
- ・根拠・・・**廃棄物処理法第19条の5第1項(措置命令)**
- ・期限・・・**分別・平成16年7月31日、撤去・10月31日**  
うち分別に係る期限を**9月18日**に延期

**9/17** 10/18まで分別に係る履行期限の延長申請

**9/21** 延長期限を検討するため、前に提出された部分も含めた処理計画の報告要求

**10/1** 報告書提出

**措置命令の期限を12月28日に延長**

**11/16** 分別した木くずの搬出作業開始

## 費用請求

**9/28 場内緊急調査費用を請求**

**同社資産の仮差押えを岐阜地方裁判所に申立て**

**10/5までに執行**

## 善商関係者等の逮捕

10月18日 善商関係者3名及び収集運搬業者ニッカン関係者4名の計7名を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反容疑で逮捕

容疑事実 3月10日、混合廃棄物約30m<sup>3</sup>を同社敷地内に不法に投棄した。

11月8日 5名を起訴。さらに上記7名及び中間処理業者1名を再逮捕

# 各部署職員による資料収集

実施期間

平成16年7月20日～30日  
9日間(土・日除く)

延べ参加職員数

合計45名  
各部署36名、対策室9名



収集書類等は排出者責任追及の  
参考資料として活用



# 説明会等の開催

## 岐阜まるごと環境フェア

- ・実施日・場所・・・ **9/24、9/25 長良川国際会議場**
- ・内 容・・・ **緊急調査結果及び今後の詳細調査予定等について  
パネルやボーリングサンプルを展示**
- ・来場者数・・・ **延べ 約200名**

## 情報展示説明会

- ・実施日・場所・・・ **9/30 畜産センター内 少年の家**
- ・内 容・・・ **緊急調査結果及び今後の詳細調査予定等について  
パネル展示並びに説明会を開催**
- ・説明会参加者数・・・ **30名**

# 米の調査結果について

11/16記者発表

## 1 米の調査結果について

担当・問い合わせ先：人・自然共生部水自然室（電話 265-4141 内線 6441）

### (1) 検体数

調査検体：3検体（No1～3）、対照検体：3検体（No4～6）

### (2) 調査項目及び調査結果

C d（カドミウム）：食品、添加物等の規格基準値

P b（鉛）：コーデックス委員会の基準値

※：コーデックス委員会とは、消費者の健康保護及び公正な貿易の確保を目的に、1962年に国連食糧農業機関（FEO）と世界保健機構（HWO）により設立され、食品に関する規格及び基準の制定を行っている。

No	採取地点	品種	採取日	検査結果（基準値）	
				C d (1ppm)	P b (0.2ppm)
1	粟野西地内	ハツシモ	10月6日	0.16ppm	0.05ppm 未満
2	粟野西地内	ハツシモ	10月20日	0.05ppm 未満	0.05ppm 未満
3	粟野西地内	モチミノリ	10月14日	0.07ppm	0.05ppm 未満
4	岐阜市北東部 第一カントリーエレベーター	ハツシモ	10月13日	0.07ppm	0.05ppm 未満
5	岐阜市北西部 第二カントリーエレベーター	ハツシモ	10月13日	0.06ppm	0.05ppm 未満
6	岐阜市南部 市橋ライスセンター	ハツシモ	10月13日	0.09ppm	0.05ppm 未満

・試験方法：食品衛生法

食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日 厚生省告示第370号）

・分析機関：イビデンエンジニアリング(株)

## 2 まとめ

調査は、不法投棄現場近傍で採取した3検体と、比較対照として市内3地区のライスセンターで採取した3検体を分析した。

結果は、すべて規格基準に適合しており、かつ対照3検体と比較しても有意な差は認められなかった。

# 詳細調査の実施

## 場内調査

10月4日調査着手

調査内容		調査項目	
廃棄物調査	廃棄物把握調査	ボーリング調査	組成分析
		バックホウ掘削	組成分析
		2次元探査	電気探査
		場内・場外地形地質踏査	基盤構造、湧水等
	有害物質把握調査	有害物質把握ボーリング	廃棄物、土砂等分析
		アスベスト、燃え殻調査	アスベスト、DXN分析
		ボーリング事前調査	第1種特定有害物質
水質調査	上流部沢水 プラント裏湧水等調査	トレーサー調査、流量	電気伝導率、流量
		水質調査	環境基準、排出基準等
	地下水、浸出水調査	地下水位の一斉観測	地下水位
		地下水モニタリング	地下水位、環境基準等
環境保全調査	内部ガス調査		CH <sub>4</sub> , H <sub>2</sub> S , CO <sub>2</sub>
	発生ガス調査		悪臭物質、CH <sub>4</sub> , CO <sub>2</sub>
	岩盤の透水の把握		ルジオン試験
	ガス濃度モニタリング	ボーリング点、敷地境界	CH <sub>4</sub> , H <sub>2</sub> S , CO <sub>2</sub>
	気象観測	雨量計、風向・風速計	降水量、風向・風速



# 場外調査

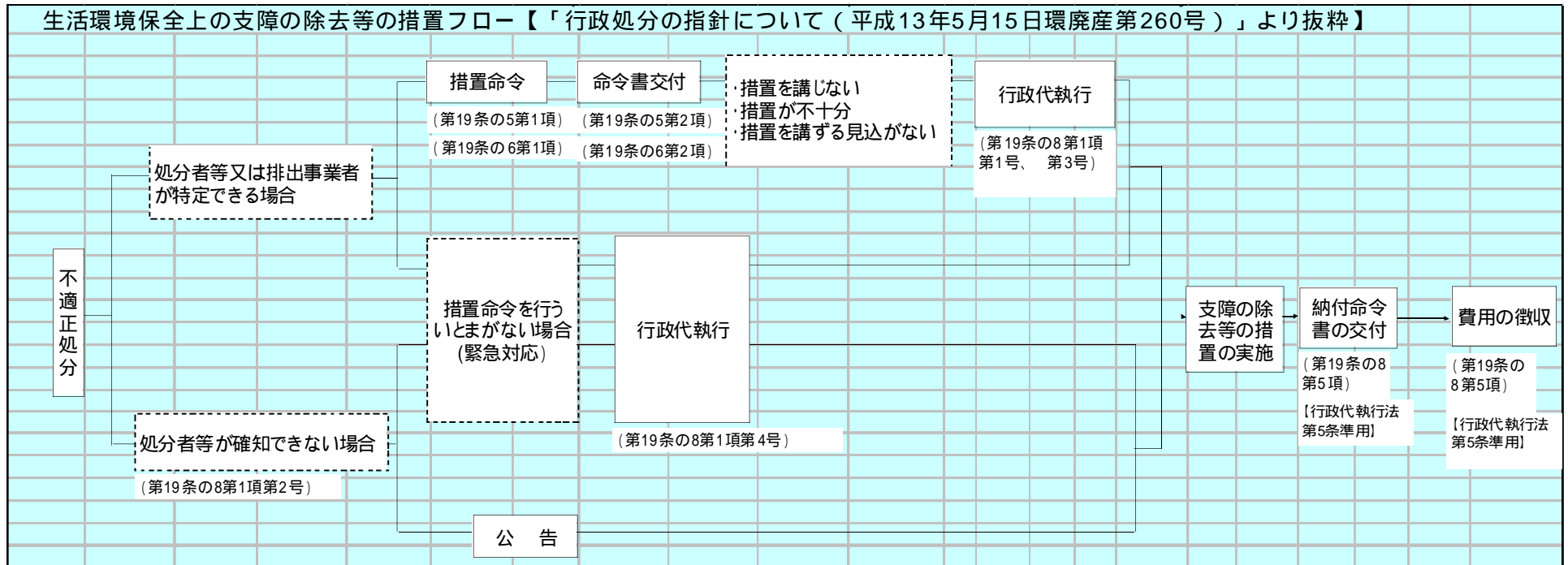
9月18日調査着手

# モニタリング計画

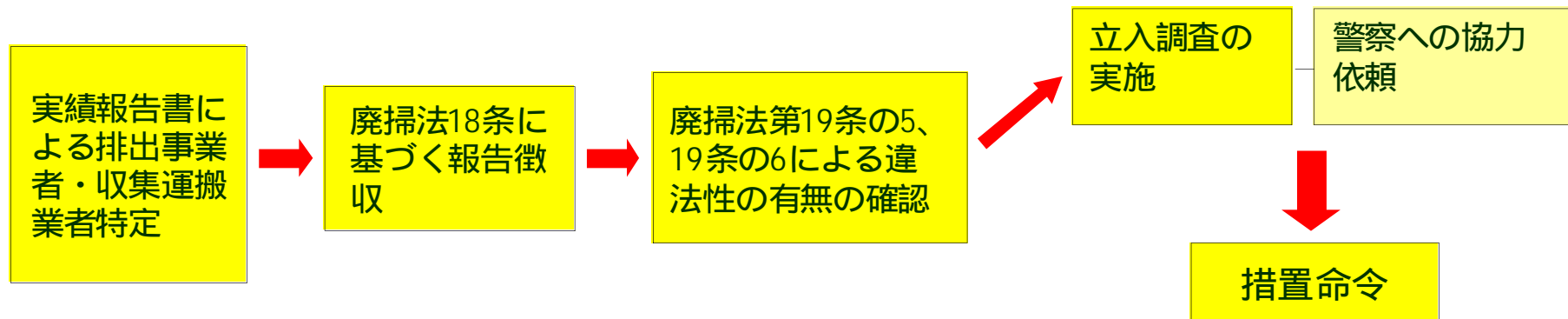
	検体名	採取地点	調査回数
地下水	GW-1	善商調整池南東側市道	環境項目：1回
	GW-2	ゆりかご幼稚園西側市道	監視項目：2回/月
	GW-3	椿洞地内民家	環境項目：1回
	GW-4	彦坂地内民家	
河川水	RW-1	彦坂トンネル側溝	監視項目：2回/月
	RW-2	原川上流部	
	RW-3	県道北側湧水	
	RW-4	善商排水合流前	環境項目：1回
	RW-5	善商排水合流後	監視項目：2回/月
	RW-6	善商東側湧水	監視項目：2回/月
排水	D-1	善商浸出水	環境項目：1回
	D-2	善商調整池排水	監視項目：2回/月
土壌	S-1	善商北側敷地境界	溶出量試験：1回
	S-2	椿洞地内民地	含有量試験：1回
河川底質	RS-1	河川水RW-4地点	溶出量試験：1回
	RS-2	河川水RW-5地点	含有量試験：1回
大気	A-1	善商北側敷地境界	大気環境：1回
	A-2	椿洞地内民地	特定悪臭物質：1回

# 法的措置について

# 支障の除去に係る行政処分の流れ



## 排出者責任追及の流れ



## ～国等による補助制度の概要とスキーム～

(財)産業廃棄物処理事業振興財団ホームページより抜粋

### (1) (財)産業廃棄物処理事業振興財団基金制度

・平成10年6月17日以降の産廃不法投棄事案に適用

#### ●支援の対象にする事業

“基金制度”の発足(平成10年6月17日)以降に発生した産廃不法投棄地等で、「生活環境の保全上の支障」があると認めて原状回復の措置を講じようとする場合に、投棄者が不明あるいは資力不足のために、都道府県あるいは保健所設置市が代執行で原状回復にあたる事業

#### ●支援する資金の範囲

原状回復事業費の3/4以内で、最小額200万円以上

#### ●資金以外の協力

現場の状況と周辺地盤の調査、原状回復工事等の計画策定に関する技術協力

#### ●適正処理推進センター運営協議会

原状回復を行おうとする都道府県等から、資金の支援要請を受けると、その案件の評価を行って資金支援の適切な運営を図る会議体で、有識者・出えん関係者で編成

### ■4-3 産業廃棄物等不法投棄原状回復支援事業の主要なフロー

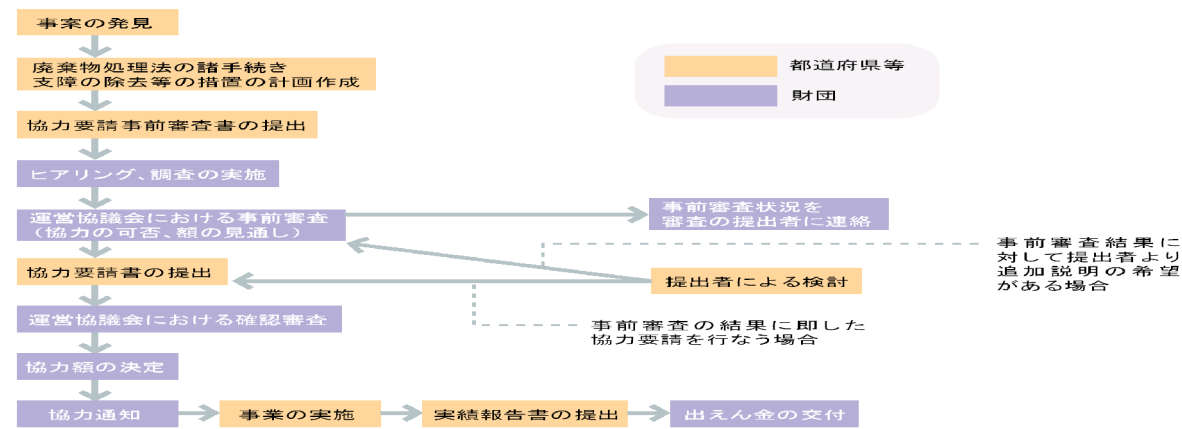


図-8 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の主要なフロー

### (2) 環境省による国庫補助制度

・平成10年6月17日以前の産廃不法投棄事案に適用

#### ■A.1-1 “国庫補助”の枠組み

“基金制度”発足以前に発生していた不法投棄事案の原状回復措置には、環境省の“産業廃棄物適正処理推進特別対策補助金”(平成10年度、11年度、12年度の各補正予算による)による支援があり、産業廃棄物適正処理推進センターは、その運営にも当たっています。

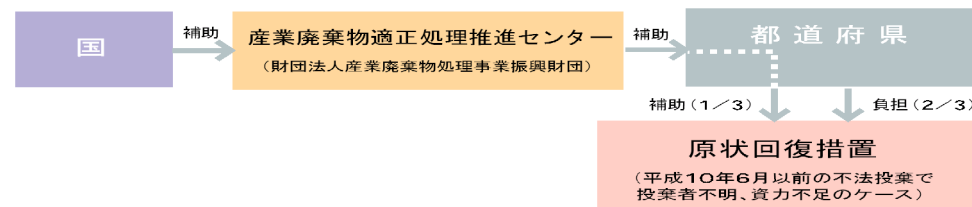


図-A・1 国庫補助制度の枠組み

### 豊田市枝下地区における事案の経緯について

- ・平成 8年 6月 産業廃棄物収集運搬業の許可を取得
- ・平成 8年10月 産業廃棄物処分業(破碎)の許可を取得
- ・平成10年 3月 産業廃棄物処分業(焼却)の許可を取得  
(平成10年 4月 豊田市中核市に移行)
- ・平成11年 3月 焼却炉の改善命令・一時使用停止命令
- ・平成11年 7月 不適正保管についての改善命令
- ・平成11年11月 破碎・焼却処分の一時停止命令(1ヶ月)
- ・平成12年 3月 業の一時停止命令(1ヶ月)  
保管場所以外の廃棄物撤去の措置命令(2ヶ月)
- ・平成12年 5月 措置命令違反で警察に告発
- ・平成12年 7月 焼却炉の廃止届け提出
- ・平成12年 8月～10月 周辺環境影響調査(ダイオキシン類)
- ・平成12年11月 ダイオキシン類を含む燃え殻等の適正処理の措置命令
- ・平成13年 3月 裁判 刑確定(罰金:法人50万円、代表者50万円)
- ・平成13年 6月 収集運搬業の許可不更新
- ・平成13年 8月 処分業の取り消し
- ・平成13年 9月～平成14年 2月 詳細調査
- ・平成13年10月～平成14年 2月 廃棄物適正処理検討委員会
- ・平成14年11月 措置命令(タイヤの適正処理)
- ・平成15年 1月 上記措置命令に対する愛知県へ審査請求
- ・平成15年 1月～ 9月 不適正処理産業廃棄物処理の代執行工事
- ・平成15年10月 行為者への費用請求
- ・平成15年12月 費用請求の督促
- ・平成16年 2月 差押実施

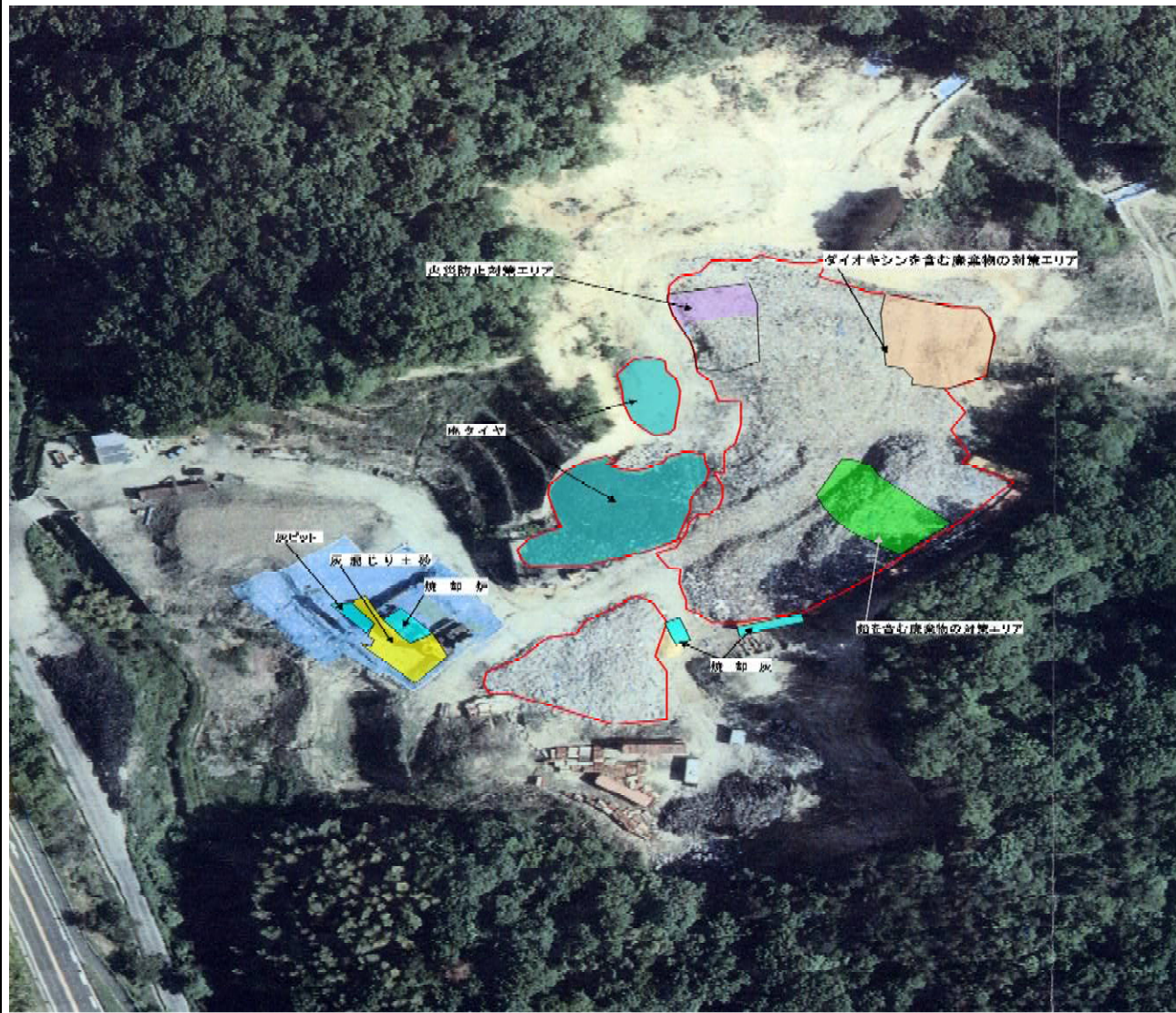
不法投棄事案ケーススタディ

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	
類似対策事例	山梨県須玉町不法投棄事案	愛知県豊田市不法投棄事案	三重県桑名市不法投棄事案	青森・岩手県境不法投棄事案	香川県豊島不法投棄事案
概要	投棄量 約13万㎡ 急傾斜面の廃棄物を除去整形 法面に遮水シート展張し、側溝を設置 事業期間はH18までの見込 特措法の活用により ・有害性の高い廃棄物1/2、その他1/3国庫補助 ・起債金額の元利償還金の5割を交付税措置	投棄量 約37,000㎡ 汚染部分(全体量の21%)を除去し、それ以外は現地埋め戻し 事業期間 H14～H15 特措法の活用により、有害性の高い廃棄物1/2、その他1/3国庫補助	投棄量 約3万㎡ 事業期間 H13～H19 自社処分場内に汚泥、廃油、燃え殻等を廃棄 H14 投棄面積3,900K㎡の周囲に汚染拡散防止用遮水壁を設置 H16 産廃特措法に基づく実施計画案を環境省へ提出	投棄量 約88万㎡ 溶融等に既存施設を利用 事業期間はH24までの見込 特措法の活用により 有害性の高い廃棄物1/2、その他1/3国庫補助 特例地方債 ・地方負担の7割起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割を交付税措置	・投棄量 約57万㎡ ・溶融炉等の処理施設を新設 ・事業期間はH24までの見込 特措法の活用により 有害性の高い廃棄物1/2、その他1/3国庫補助 特例地方債 ・地方負担の7割起債措置 ・起債金額の元利償還金の5割を交付税措置
上記事案対策費(概算見込)	約3億円	約5億円	約12億円(遮水壁設置費のみ)	約660億円	約490億円

参考資料-1

<p>工事名称</p>	<p>枝下地区における不適正処理産業廃棄物処理委託</p>
<p>工事概要</p>	<p>委託者：豊田市                  受託者：不動・太啓建設共同企業体                  委託期間：平成15年1月17日～平成15年7月31日                  処理対象物：灰を含む混合廃棄物（ダイオキシン類含有） 約1200t                  混合廃棄物（内部温度が高いため火災の危険有り） 約700t                  混合廃棄物（鉛を含む混合廃棄物） 約530t                  焼却灰（ダイオキシン類を含有） 約240t                  焼却炉周辺土砂（ダイオキシン類を含有） 約440t                  焼却炉の無害化（4.98t/日）                  廃棄物整形キャッピング工</p>

処理対象場所全景



選別機設置完了



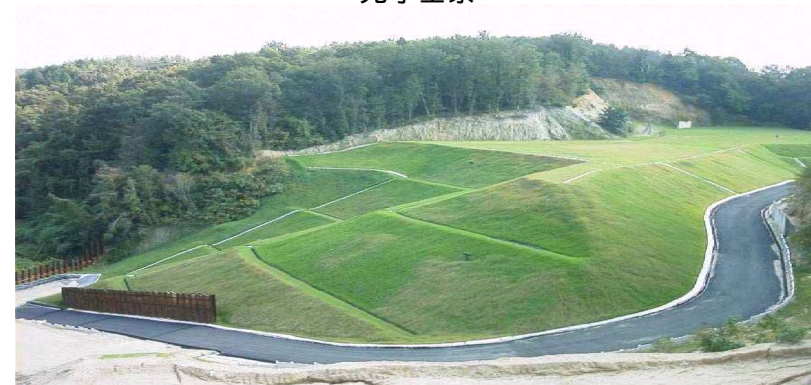
焼却炉無害化区画養生



仮置き場遮水シート設置状況



完了全景



選別機稼動状況



負圧集塵機



仮置き場使用状況

